

グアム不動産情報

今回はグアム不動産の固定資産税についてご説明いたします。

日本の固定資産税に相当する **Guam Property Tax (RP Tax)** は グアム政府により課税され、グアムの教育、市民生活の安全やインフラの整備、維持等のために使用されています。この税に関する賦課徴収は **Department of Revenue and Taxation** と呼ばれるグアム政府機関の税務署が管轄しています。この固定資産税 (RP Tax)

はグアムの法律により3年に一度の頻度でその評価額が見直されることになっているのですが、ここ十数年はその見直しが行われていないのが実情です。

実際に課税される額はこの評価額の90%の額に対し土地は7/72%(0.097%)、建物は7/18%(0.39%)となります。たとえば、あなたの不動産についてグアム政府の評価額が建物\$75,000.00、土地\$25,000.00 の合計\$100,000.00 であれば、以下のように\$284.38 となります。

	建物	土地
グアム政府の評価額	\$75,000.00	\$25,000.00
評価割合	90%	90%
固定資産税評価額	\$67,500.00	\$22,500.00
税率	7/18%	7/72%
固定資産税	\$262.50	\$21.88
税合計		\$284.38

支払い期日は2回に分けられ、年間の固定資産税の半額を2月20日までに、残額を4月20日までに支払うことになっています。

税額の通知書は通常年末から年始にかけて送付されることになっていますが、送付されない場合も多く、送付されなくても上記の税務署(Department of Revenue and Taxation)で支払いを行わないと遅延利息が課せられますのでご注意ください。



グアムの不動産のことなら [スタートズ グアム リアルティ](#)へ



スタートズ グアム リアルティ
startguamrealty.com

632-5480
担当:長谷川 788-0105